

## 国民年金法の被保険者要件等一覧表

種別	対象者	国籍	国内居住	年齢	適用除外
第1号被保険者	自営業者、学生※1等	不問	必要	20歳以上60歳未満	・厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付等の受給権を有する場合 ・適用除外すべき特別の理由がある場合
第2号被保険者	会社員や公務員等		不要	不問※3	・65歳以上で厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付等の受給権を有する場合
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者		原則として必要※2	20歳以上60歳未満	・適用除外すべき特別の理由がある場合
種別	対象者		目的	取組可能な事項及び制約事項	
任意加入被保険者 (原則)  ※この被保険者期間は第1号被保険者期間とみなされます	65歳未満の者	次の①から③までのいずれかに該当する者 ①日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付等の受給権を有する者(つまり、第1号被保険者から除外されている者)→右欄の目的② ②日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 ③日本国籍を有する者で、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の者(つまり、在外邦人)	①受給資格期間を満たすこと  ②年金額を増やすこと	・死亡一時金に係る規定が適用される ・保険料免除に係る規定は適用されない	・付加保険料を納付することができる
任意加入被保険者 (特例)  ※この被保険者期間は第1号被保険者期間とみなされます	65歳以上 70歳未満の者	次の①から③までのすべてに要件を満たす者 ①昭和40年4月1日以前に生まれたこと ②老齢給付等の受給権を有しないこと→原則の任意加入被保険者が65歳に達しても、老齢給付等の受給権を有しない場合は自動的に特例の任意加入被保険者に移行することになります ③次のいずれかに該当すること ・日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の者 ・日本国籍を有する者で、日本国内に住所を有しない65歳以上70歳未満の者(つまり、在外邦人)	①受給資格期間を満たすこと	・繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者は任意加入被保険者になることができない	・寡婦年金に係る規定は適用されない

第1号被保険者の対象者のひとつである学生については、その本人の所得に応じて保険料が免除される「学生納付特例制度」が設けられています。

※1 また、令和12年6月までの時限措置として、50歳未満(平成28年6月までは30歳未満)の者を対象とした「納付猶予制度」があります。本人及びその配偶者の所得に応じて保険料が免除されるものです。

※2 海外留学する場合、外国に赴任する第2号被保険者に同行する場合、観光等の目的で一時的に海外に渡航する場合など日本国内に生活の拠点があると認められる場合には特例として「国内居住要件」は求められません。

※3 従って、20歳未満であっても60歳以上であっても第2号被保険者になることができます。ただし、20歳前及び60歳以降の期間は「合算対象期間」として受給資格期間としてはカウントされますが、老齢基礎年金の額の計算の基礎とはされません。